

高校無償化に係る朝鮮学校の審査状況（概要） （12/16時点）

1. 総連等との関係

【審査の観点】

- 教育基本法第16条の「不当な支配」に該当するか。
- その他、学校運営に対し、
 - ①違法な事案（例：学校運営を総連が行い、理事会を開催していない）、
 - ②不適切な事案があるか。

（注）「不当な支配」の考え方（質問主意書）

- ・「不当な支配」とは、国民全体的意思を離れて一部の勢力が教育に不当に介入する場合を指すものであり、具体的には、個別の事実関係に即して判断されることとなる。
- ・一般論としては、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに「不当な支配」があるとはいえないが、いずれにせよ、これまでのところ、御指摘の「朝鮮学校」の所轄庁である都道府県知事からは、それらの教育施設においてお尋ねの点を含む法令違反による行政処分等を行った実績はないとの報告を受けている。

【教育内容】

- 教科書の改訂には、本国の決裁が必要との報道
⇒各校とも、否定。教材は、総連の教科書編纂委員会（各校の高級部の教員、朝鮮大学の教員等で構成）で編纂と説明。
- 総連が思想教育の強化を文書で指示したとの報道
⇒全校が、「配布されていない」と回答。

【人事】

- 総連・関連団体の役員・評議員への就任状況
⇒別紙のとおり。（※情報公開法上の不開示情報に当たるため省略。）
- 役員、校長等の人事について
⇒役員は、教職員、保護者、卒業生、学識経験者等から選出されるため、総連・関係団体の関係者が選出されることはあるが、人事について、総連から指示を受けることはなく、あくまでも、法人として理事会等で決定していると回答。
※愛知は、次期役員改選では、総連役員を外すと明言（現在は、総連県本部の委員長（元理事長）が理事に就任）。

【財政】

- 学校（法人本部、高級部）と総連・関連団体との収支（5年間）

⇒ 別紙のとおり。(※情報公開法上の不開示情報に当たるため省略。)

○ 自治体の補助金の一時流用

⇒ 都道府県、市町村に照会中。(12月9日✕)

【教育会】

○ 理事会ではなく、総連直轄の「教育会」が学校運営上の重要な意思決定を行っているとの報道

⇒ 学校により、教育会の構成・役割は若干異なるが、教職員や保護者等を会員とし、学校運営のための寄附金集めや各種行事の開催等を行う組織であり、学校法人としての意思決定は、理事会が行っていると回答。

○ 「朝鮮学校の管理運営は、朝鮮総連の協力のもとに、教育会が責任をもって進めている。」との記述(総連HP)

⇒ 全校が、HPの記載は、学校法人のとして認可される以前の状況を記載したもので、現状にそぐわないため、総連に変更を要請すると回答。

※一部の学校では、学校の事務局を、教育会が担っていると回答(広島)。

【教職員同盟、青年同盟】

○ 公安調査庁は、総連は、教職員や生徒をそれぞれ、教職員同盟、青年同盟に所属させ、思想教育を行っているとしている。

⇒ 全校とも、教職員同盟は、教員の研修・福利厚生のための組織、青年同盟は、生徒会としての活動を行う組織と回答。

(参考) 公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」(抄)

朝鮮総連は、このほか、教職員や初級部4年生以上の生徒をそれぞれ朝鮮総連の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟(教職同)や在日本朝鮮青年同盟(朝青)に所属させ、折に触れ金総書記の「偉大性」を紹介する課外活動を行うなどの思想教育を行っている。

2. 主たる教材の懸念事項

【審査の観点】

○ 主たる教材に、「我が国や国際社会における一般的認識及び政府見解」とは異なる記述があるか。【留意事項】

○ 拉致問題、大韓航空機爆破事件、ミサイル発射、領土問題

⇒ 別紙のとおり。

○ 我が国、韓国、アメリカに関し、我が国社会や国際社会の担い手の育成との観点から、必ずしもふさわしくない記述(例:朝鮮でヤンキーたちはヒトラーさえも遥かに凌駕した)

⇒ 全校が、「誤解を与える表現」については、今後、教科書編纂委員会

への改善の働きかけ等を行うと回答。(時期未定)

- 「現代朝鮮歴史」の改訂版が使用されていないとの報道
⇒ 実地調査で、授業中に生徒の教科書を確認(改訂版か否か、下線が引かれているか)。全校とも「改訂版」を使用。

3. 各学校の個別事案

(1) 校地・校舎の抵当権設定・仮差押

【審査の観点】

○私立学校法第25条では、学校法人は、「設置する私立学校に必要な施設・・を有しなければならない」とされている。校地・校舎に対する抵当権の設定や仮差押そのものが、直ちにこれに違反するとは言えないが、抵当権が、学校の運営資金の借入のためではなく、第三者の借入のために設定されている場合には、不適切な事案であると考えられる。

【留意事項】

※ただし、いずれの事案も約10～20年前のもの。

(参考) 補助金を不交付とした県の判断理由

埼玉県：財務状況の健全性等の観点。(法令違反ではない)

千葉県：今後の対応等について、学校からの回答がないため。(法令違反ではない)

三重県：①第三者のための抵当権設定により校地・校舎の所有権が脅かされかねない点が、県の各種学校設置基準(校地、校舎等は、原則として自己所有)違反。

②平成15年に県が指導して以降、状況が改善されていない。

⇒ 別紙のとおり。